第九条第一項中「、原則として」を削り、同条第二項中「定める」を「規定する」に改め、「、原則として」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、補助金等の給付を受けることを妨げない。

第九条第三項中「斡旋」を「あっせん」に改める。

第十一条中「おく」を「置く」に改める。

附　則

第一条、第一条の二（新設）、第二条、第三条、第四条第一項、第三項及び第四項、第五条、第五条の二（新設）、第六条第一項及び第三項（新設）、第七条、第七条の二（新設）、第八条第二項及び第三項、第九条並びに第十一条の改正規定は、平成二十六年六月一日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年五月三十日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

2　弁護士名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、調製することができる。

第十八条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

附　則

第十七条第二項（新設）及び第十八条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正公告

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年五月三十日

日本弁護士連合会

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　外国法事務弁護士名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、調製することができる。

附　則

第十条第二項から第四項までの改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正公告

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年五月三十日

日本弁護士連合会

弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　弁護士法人名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって、調製することができる。

第五条の見出しを「（弁護士法人名簿の記載事項等）」に改め、同条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第十号中「記載事項」を「記載又は記録に係る事項」に改める。

第七条第一項中「かかる」を「係る」に改める。

附　則

第四条第二項（新設）、第五条及び第七条第一項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

外国法共同事業に関する規程（会規第七十二号）中一部改正公告

外国法共同事業に関する規程（会規第七十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年五月三十日

日本弁護士連合会

外国法共同事業に関する規程（会規第七十二号）中一部改正

外国法共同事業に関する規程（会規第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十条第一項第一号から第四号まで及び第十条第二項各号に規定する事項並びに届出の年月日を記載した」を削り、同条中第四項を第六項とし、同条第三項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　外国法共同事業名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって、調製することができる。

3　外国法共同事業名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　第十条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項各号に規定する事項

二　届出の年月日

附　則

第十二条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

法律事務所等の名称等に関する規程（会規第七十五号）中一部改正公告

法律事務所等の名称等に関する規程（会規第七十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年五月三十日

日本弁護士連合会

法律事務所等の名称等に関する規程（会規第七十五号）中一部改正

法律事務所等の名称等に関する規程（会規第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（弁護士名簿等への不記載等）」に改め、同条中「記載しない」を「記載せず、又は記録しない」に改める。

附　則

第二十一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程（会規第七十六号）中一部改正公告

外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程（会規第七十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年五月三十日

日本弁護士連合会

外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程（会規第七十六号）中一部改正

外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程（会規第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（外国法事務弁護士名簿等への不記載等）」に改め、同条中「記載しない」を「記載せず、又は記録しない」に改める。

附　則

第十条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。